

平成 29 年 3 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月開催予定の第 17 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所を始めとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有する株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 12 月 31 日現在)	2,750,346,891 株
株式併合により減少する株式数	2,475,312,202 株
株式併合後の発行済株式総数	275,034,689 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産などは変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 9 月 30 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、以下の通りです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	36,198 名(100.00%)	2,750,346,891 株(100.00%)
10 株未満所有株主	353 名(0.98%)	565 株(0.00%)
10 株以上所有株主	35,845 名(99.02%)	2,750,346,326 株(100.00%)

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 353 名(所有株式数の合計 565 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合の割合(10 分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40 億株
変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 10 月 1 日付)	4 億株

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月開催予定の第 17 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するために実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月開催予定の第 17 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条を変更いたします。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除いたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下の通りです。(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>40 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>4 億株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
	(附則) <u>第 6 条(発行可能株式総数)および第 7 条(単元株式数)の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月開催予定の第 17 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 3 月 22 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月(予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

(注)上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

【ご参考】当行の株主名簿管理人連絡先:

三井住友信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル:0120-782-031(土曜・日曜・祝日を除く 9:00~17:00)

以 上

(別添資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

お問い合わせ先
新生銀行 IR・広報部
高橋、江口
Tel.03-6880-8303

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q1: 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A1:

- 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上のために、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当行株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。
- また、証券取引所では、望ましいとしている投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当行の株式の投資単位を適正な水準に調整いたします。

Q2: 投資単位はどうなりますか。

A2:

- 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q3: 所有株式数や議決権数はどのようになりますか。

A3:

- 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
- 具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	2,500株	2個	250株	2個	なし
例③	505株	なし	50株	なし	0.5株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

- 株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(例③、④のような場合)は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。
- また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(例④のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- なお、株式併合前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4: 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A4:

- 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式併合後においては、ご所有の株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。
- したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることは理論上ありません。

Q5: 受け取る配当金額はどうなりますか。

A5:

- 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定する予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由に株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。
- ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6: 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

A6:

- 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q7: 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A7:

- 次のとおり予定しております。

平成29年6月	定時株主総会決議
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	東京証券取引所での売買単位の変更日(100株単位での売買開始日)
平成29年10月1日	株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

当行の株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
フリーダイヤル: 0120-782-031
受付時間: 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00

以上